強い農業・担い手づくり総合支援交付金（地域担い手育成支援タイプ）の
運用について

令和３年３月３日付け２経営第 3034 号
農林水産省経営局長通知

令和２年から３年までの冬期の大雪又は令和３年福島県沖を震源とする地震により被災した中心経営体等に対し、強い農業・担い手づくり総合支援交付金（地域担い手育成支援タイプ）の優先採択による支援を行うため、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成 31 年４月１日付け 30 生産第 2218 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）の運用について別紙のとおり定めたので御了知願いたい。

ただし、本運用については、令和２年度及び令和３年度の実施に限り適用するものとする。

別紙

１　国は、令和２年から３年までの冬期の大雪（令和２年 12 月 14 日以降の大雪をいう。）又は令和３年福島県沖を震源とする地震（令和３年２月 13 日に発生した地震をいう。）（以下「対象災害」という。）により農業用機械・施設が被災した中心経営体等が、本事業を活用して融資又は地方公共団体による上乗せ措置による支援を受けて、被災した農業用機械・施設と同種の農業用機械・施設の修繕又は取得等（支援計画の承認前に着工したものを含む。以下同じ。）を行い、農業経営の改善に取り組む場合に、当該取組について都道府県への予算配分に当たって優先的に配分するものとする。

２　１の場合において、実施要綱別記２のⅡの規定の適用については次のとおりとする。

（１）第１の３の（１）のイについて、「以下に掲げる者を対象として」とあるのは、「農産物の生産等に必要な施設等について、対象災害による農業被害を受けた旨の証明を市町村長から受けた者であり、かつ、以下に掲げる者を対象として」と読み替えるものとする。

（２）第１の３の（１）のウの（ア）について、「融資を受けるものであること」とあるのは、「融資又は地方公共団体による上乗せ措置（地方公共団体単独事業を含む。）による支援（以下「地方の支援措置」という。）を受けるものであること」と読み替えるものとする。

（３）第１の３の（１）のウの（イ）のｇについて、「自ら又は本事業以外の補助事業を活用して着工若しくは着工を予定し、又は整備の完了した施設等」とあるのは、「本事業以外の国の補助事業を活用して着工し、又は整備の完了した施設等」と読み替えるものとする。

（４）第１の３の（１）のウの（イ）のｉを次のとおり読み替えるものとする。

ｉ　助成対象者が過去に本事業（被災農業者支援型を除く。）、経営体育成支援事業（被災農業者向け経営体育成支援事業を除く。）及び担い手確保・経営強化支援事業（以下「本事業等」という。）により施設等を整備した場合には、過去に行った本事業等において設定した成果目標の項目（以下「過去目標項目」という。）の達成を見込んだ水準の目標を新たに設定すること。

（５）第１の５の（３）のアに「なお、支援計画の承認前に着工したものにあっては、この限りではない。」を加え、第１の５の（３）のオの「ただし、アの交付決定前着工届を提出している場合は、この限りではない。」とあるのは「ただし、アの交付決定前着工届を提出している場合及び支援計画の承認前に着工した場合にあっては、この限りではない。」と読み替えるものとする。

（６）第２の１の（１）を次のとおり読み替えるものとする。

（１）融資主体型補助事業

ア　支援計画に位置付けられた助成対象者の事業内容ごとの助成金の額を合計した額とする。

イ　事業実施主体が助成対象者に交付する事業内容ごとの助成金の額は、以下の（ア）及び（イ）により算定した額を限度とする。

（ア）助成の対象となる修繕又は取得に係る施設等（以下「助成対象施設等」という。）が農業用ハウスなど園芸施設共済の加入対象施設である場合の助成金の額は、園芸施設共済等への加入が災害対策の基本であることから、助成対象施設等ごとに以下のａからｃまでのいずれか低い額を限度とする。

ａ　助成の対象となる事業に要する経費（以下「助成対象事業経費」という。）に 10 分の３を乗じて得た額

ｂ　助成対象施設等が園芸施設共済に加入している場合には、助成対象事業経費に２分の１を乗じて得た額から支払共済金に２分の１を乗じて得た額を差し引いて得た額、園芸施設共済に加入していない場合には、助成対象事業経費に２分の１を乗じて得た額から、助成対象事業経費に助成対象施設等の経過年数及び施設の種類に該当する時価現有率（園芸施設共済共済価格設定準則（平成 30 年３月 28 日農林水産省告示第 655 号）別表１の時価現有率をいう。）並びに 10 分の４（園芸施設共済の付保割合の最大値である 0.8 に２分の１を乗じて得た額）を乗じて得た額を差し引いて得た額

ｃ　助成対象事業経費からプロジェクト融資の額（助成対象施設等が園芸施設共済に加入している場合にはプロジェクト融資の額及び支払共済金）及び地方の支援措置を控除して得た額

（イ）助成対象施設等が、畜舎や農業用機械など園芸施設共済の加入対象施設以外のものである場合の助成金の額は、当該施設等ごとに以下のａ又はｂのいずれか低い額を限度とする。

ａ　助成対象事業経費に 10 分の３を乗じて得た額

ｂ　助成対象事業経費からプロジェクト融資の額及び地方の支援措置を控除した額

（７）第２の２の（５）を次のとおり読み替えるものとする。

（５）助成対象者ごとの上限額は、300 万円とする。

ただし、対象災害により被災した施設等の修繕又は取得等に必要な額が 1,000 万円を超える助成対象者であって、事業実施主体が必要と認める場合は、上限額を被災した施設等の修繕又は取得等に必要な額に 10 分の３を乗じて得た額又は 600 万円のいずれか低い額とすることができるものとする。